

た。

審査要領

- ① 3社の企画提案書についてのプレゼンテーション及び質疑応答を行う。プレゼンテーションの順序については、くじ引きとする。
- ② 1社あたりの持ち時間は、説明30分以内、質疑応答15分以内とする。
- ③ 3社のプレゼンテーション、質疑応答が終了後、直ちに小委員会委員の採点評価表の集計を行う。

以上による最終選考の結果、パシフィックコンサルタンツ(株)を選定しました。

今後は、この将来構想策定にあたり、広く住民の皆さんの意見も取り入れていきたいと考えております。

新町将来構想策定小委員会委員

区分			役職			氏名		
町	議	会	委員	長		岡島	政則	
	学	識						
削	議	会				島根	亀夫	
	学							
弓	議	会				村瀬	忍	
	学							
村	議	会				加登まゆみ		
	学							
名	議	会				横川	武広	
	学							
生	議	会				平林	和夫	
	学							
村	議	会				森本	義之	
	学							
岩	議	会				村上	京子	
	学							
城	議	会				澤田	年光	
	学							
村	議	会				加納	清二	
	学							
島	議	会				西村	孝子	
	学							
村	議	会				大林	清孝	
	学							
魚	議	会				横井	昇一	
	学							
島	議	会				大林	貞光	
	学							
村	議	会				森山	月美	
	学							

協議会特版

第1回協議会（8月20日開催）で確認された合併協定項目についてお知らせします。

○協議第1号

合併協定項目について

合併に必要な21の協定項目を協議することを確認しました。

最終的に合併の協議が整えば、関係町村で「合併協定書」を締結、調印することとなります。これから協議会において順次、協議される合併協定項目が、その合併協定書に記載される項目となります。

合併協定項目

- ※ ●は、基本的な協議を終えている事項
- は、これから協議していく事項

基本的協議事項

- 合併の方式
- 合併の時期
- 新町の名称
- 事務所の位置
- 財産の取扱い
- 合併特例法に規定されている特例を適用するか否かを協議しなければならない事項
- 町村議会議員の定数及び任期の取扱い

●農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

●地方税の取扱い

●一般職の身分の取扱い

○地域審議会の設置

合併によって住民の意見が施策に反映されにくくなるとの懸念がある場合には、合併関係町村の区域を単位として、必要に応じて地域審議会を設置することができる。

新町建設計画の策定

○新町建設計画（新町将来構想）

建設計画の具体的な内容は関係町村の自主的な判断により決定されるが、次の事項については合併特例法において必ず計画に盛り込まなければならない。

- ①建設の基本方針
- ②新町を包括する都道府県が実施する合併町村の建設の根幹となるべき事業
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④財政計画

その他必要な協議事項

○特別職の身分の取扱い

常勤特別職（4役）、非常勤特別職（教育委員、選挙管理委員など）

○条例・規則の取扱い

新町の条例・規則

○機構及び組織

行政組織・機構

○一部事務組合の取扱い

上島上水道企業団、上島地区衛生事務組合、越智郡島部消防事務

組合、越智郡老人ホーム組合など

○使用料 手数料の取扱い

各種施設使用料、戸籍等の手数料など

○公共的団体の取扱い

消防団、社会福祉協議会、商工会等の団体への働きかけの基本方針

○行政連絡機構の取扱い

自治会制度や納税組合制度など

○町字名の取扱い

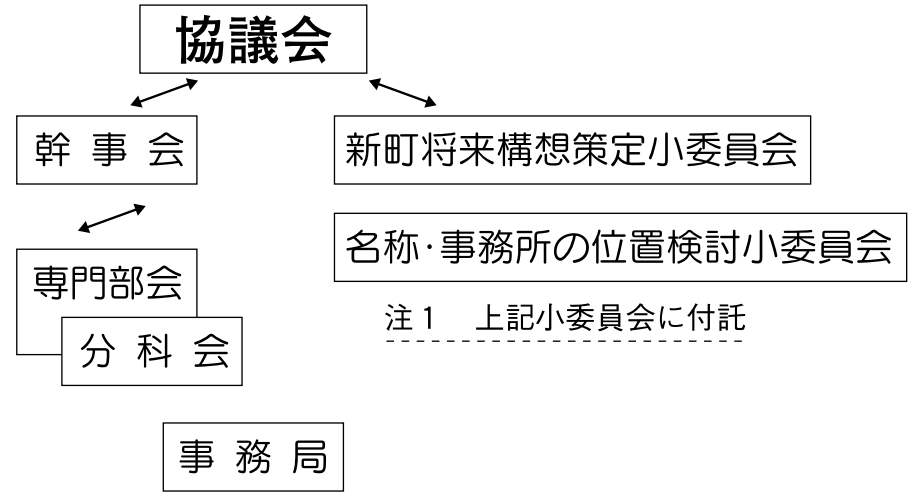
同一町、字名などの調整

○慣行の取扱い

町村章、村民憲章など

○その他（各種事務事業の取扱い）

議会、総務、企画、財政、会計、住民、税務、国保、生活環境、介護、保険、保健、高齢者、建設、産業学校教育、社会教育などの事務の統一



協議会委員の変更について

【第7条第2号委員（議会議長）】

生名村議会議長

⑩ 村上雄一郎

←

⑪ 原山 公男

協議会、小委員会は傍聴できます。

次回の協議会、小委員会の日程については現在調整中です。決まり次第、広報等を通じて皆様にお知らせします。

会議傍聴状況

- 第1回協議会
一般 3名 マスコミ 7名
- 第1回将来構想小委員会
一般 6名 マスコミ 3名
- 第2回将来構想小委員会
一般 2名 マスコミ 2名
- 第3回将来構想小委員会
一般 2名 マスコミ 2名

編集後記

インターネットって便利ですね。以前なら資料を取り寄せるのに、電話をかけて郵送で送っていたのですが、今ならホームページを開いて必要などころを印刷しています。早く皆さんのご家庭でも協議会の情報が見れるように、現在がんばっておりますので、もうしばらくの辛抱を。